

53-19



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 7日

豊田市長殿

提出者

住 所 豊田市御船町大釜5-54
 氏 名 株式会社 太啓
 代表取締役 青山 正尚
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0565-46-5001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 太啓
事業場の所在地	豊田市御船町大釜5-54
計画期間	令和6年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

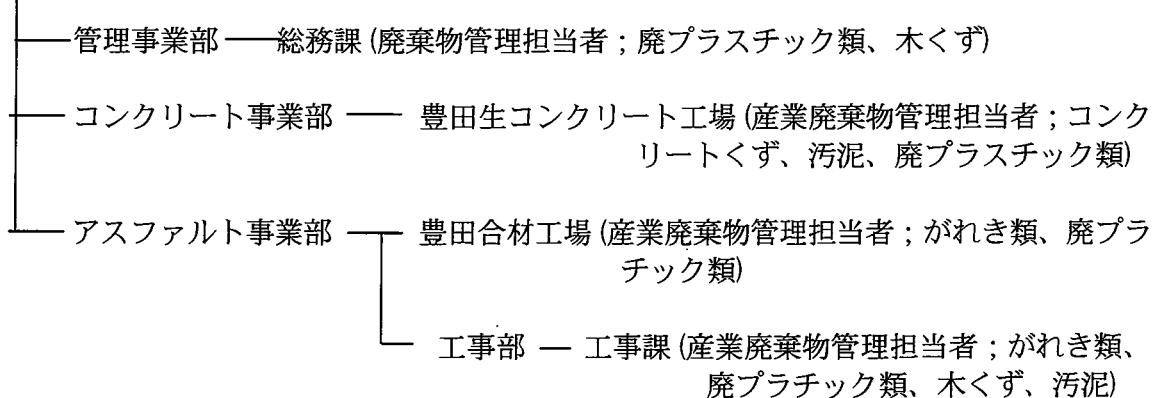
① 事業の種類	21：窯業・土石製品製造業 06：総合工事業
② 事業の規模	製造品出荷額：82,104万円 完成工事高：18,946万円
③ 従業員数	39名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	アスファルト合材：がれき類⇒再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化 戻りコン、残コン：コンクリートくず⇒再生処理業者に委託し再資源化 生コン運搬車両と機械洗浄水：汚泥⇒自社脱水処理後、水または生コンクリートの原材料として再利用。固化物は、管理型処分場にて埋立処分 木くず、廃プラスチック類⇒再生処理業者に委託し再資源化 建設廃棄物：がれき類⇒再生処理業者に委託し再資源化

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

環境管理責任者



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】 (別紙 1 参照)		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
② 計画	【目標】 (別紙 1 参照)		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくず、がれき類、汚泥、廃プラスチック類、木くずの分別保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き分別保管の実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
・実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
・実施の予定はない			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	1059. 014 t	— t
(これまでに実施した取組)			
・生コン生産後に発生する汚水は全量脱水処理を実施し、減量した水は全量生コンの練り水として再利用			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1, 500 t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・引き続き発生水の全量脱水処理と生コン練り水として再利用			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・実施の予定はない			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】 (別紙2-1参照)	
① 現状	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

② 計画	【目標】			(別紙2-2参照)
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状		【前年度（令和5年度）実績】						
産業廃棄物の種類	コンクリートくず	がれき類	汚泥（脱水前）	木くず	廃プラスチック	混合（汚泥、金属くず）		
排出量	2551.85 t	1415.4 t	1093.8 t	3.3 t	2.45 t	0.01 t		

(これまでに実施した取組)

- ・顧客への発生抑制PR
- ・汚泥の脱水処理による減量化と水の再利用
- ・再生処理を行い原材料、資材の一部として再利用及び再資源化

② 計画		【目標】						
産業廃棄物の種類	コンクリートくず	がれき類	汚泥（脱水前）	木くず	廃プラスチック	金属くず	廃油	混合
排出量	6,000t	4,500 t	1,500 t	2 t	50 t	5 t	1 t	3 t

(今後実施する予定の取組)

- ・顧客への発生抑制PR
- ・汚泥の脱水処理による減量化と水の再利用
- ・再生処理を行い原材料、資材の一部として再利用及び再資源化

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】								
産業廃棄物の種類	コンクリートくず	がれき類	汚泥（脱水前）	木くず	廃プラスチック	混合（汚泥、金属くず）			
全処理委託量	2551.85 t	1415.4 t	1093.80 t	3.3 t	2.45 t	0.01 t			
優良認定処理業者への処理委託量	- t	53.92 t	34.54 t	3.3 t	2.45 t	0.01 t			
再生利用業者への処理委託量	2551.85 t	1361.48 t	0.22 t	- t	- t	- t			
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標】							
産業廃棄物の種類	コンクリートくず	がれき類	汚泥（脱水前）	木くず	廃プラスチック	金属くず	廃油	混合
全処理委託量	6,000t	4,500t	1,800t	2t	50t	5t	1t	3t
優良認定処理業者への処理委託量	-t	-t	60t	2t	50t	5t	1t	3t
再生利用業者への処理委託量	6,000t	4,500t	-t	-t	-t	-t	-t	-t
認定熱回収業者への処理委託量	-t	-t	-t	-t	-t	-t	-t	-t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-t	-t	-t	-t	-t	-t	-t	-t

(今後実施する予定の取組)

- ・優良認定業者への委託優先
- ・処理委託については、処理状況を確認
- ・汚泥は脱水後管理型処分場（優良認定処理業者）で埋立て処分
- ・コンクリートくず、がれき類は、再生品を資材または原材料の一部として再利用
- ・廃プラ、廃油は優良認定処理業者へ処分依頼
- ・できるだけ再生処理業に委託し最終処分量の低減に努める